

(仮称)第 10 中学校の給食室設置に対する意見

1 学校給食運営審議会の意見

- (1) 中原小学校が約 2 年間、(仮称)第 10 中学校を使用する間の給食室の設置場所は、校舎内が適当である。
- (2) 中原小学校移転後についても、ひばりが丘中学校を自校式給食とすることが妥当である。
- (3) 今回の意見が特殊事情を踏まえたことに鑑み、今後の中学校給食のあり方については、なお、議論を要すると考える。

2 これまでの経過

西東京市の学校給食は、全校の完全給食実現のために、親子給食方式を採用し、平成 23 年 5 月に第一期校の給食を開始した。

親子給食方式については、平成 23 年度以降の 4 年間に本審議会において 2 度にわたって検証し、生徒へのアンケート結果等からは、概ね肯定的な評価を得ており、本審議会としては、「親子給食方式は、順調に推移している。」と結論付けた。

教育委員会の今後の計画では、(仮称)第 10 中学校として建設するひばりが丘中学校の校舎に、一時的に中原小学校が仮校舎として使用するということから、教育委員会から、平成 27 年 5 月に中原小学校及びひばりが丘中学校の給食提供方法についての意見を求められた。

これを受け、本審議会では、中原小学校の給食に関して、「2 年間とはいえ、成長期の児童にとっては自校式が至当と考える。」とし、(仮称)第 10 中学校の敷地内に、自校式の給食施設を設けるように意見具申を行った。

また、本審議会の考えを汲んだ上で、最終的には、市及び教育委員会の適宜な判断を期待するという意見を述べるにとどめたところである。

このたび、教育委員会から「(仮称)第 10 中学校の給食室の設置場所については、中原小学校が約 2 年間、ひばりが丘中学校の新校舎を仮校舎として使用するという特殊事情を鑑み、校舎内に設置することとし、中原小学校移転後についてもひばりが丘中学校を自校式給食とすることとしたい。」との判断が示されたことを受け、審議を行うことになった。

3 意見に至った理由

今回の教育委員会の判断については、全員一致で賛意を示すものである。

中原小学校が約 2 年間、ひばりが丘中学校の新校舎を仮校舎として使用する間の給食室の設置場所については、他の小学校と同様、校舎内に設置すること

が安全面や教育的な見地から考えても賢明な判断と評価するものである。

中原小学校移転後についてもひばりが丘中学校を自校式給食とすることについては、校舎内に設置した給食室をそのまま中学校においても使用し、自校式の給食とするというものであり、施設の有効利用の観点からも是としたい。

このことにより、自校式のメリットを生かした給食が提供できるものと考え、他校とのバランスの考慮や親子給食実施校への安全性の確保に対する配慮も忘れずに、中学校完全給食を継続してほしい。

今回の意見は、特殊事情を踏まえたものであり、今後の中学校給食のあり方については、なお、議論を要するものと考えます。

以上、(仮称)第 10 中学校の給食室設置に対する、今期委員の意見を具申する。

平成 28 年 5 月 16 日

西東京市立学校給食運営審議会
会 長 有 澤 多津子
副会長 中 村 千佳子
委 員 中 林 久 恵
金 木 千夏子
後 藤 紀 行
山 崎 耐 忍
小 島 万 里
川 添 美沙子
横 田 智 子
石 川 久 美
新 出 真 理
松 村 一 人
小 林 むつみ
田 中 裕 美
佐 藤 栄 子
横 張 泉